

2025年12月8日

投資信託に関する約款・規定集一部改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

投資信託総合取引約款・規定集を一部改定しますので、お知らせいたします。

改定後の約款・規定集は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

1. 改定する約款・規定集

投資信託総合取引約款・規定集のうち、「投資信託総合取引約款」

2. 改定内容

「投資信託総合取引約款」に以下内容を追記いたします。

14【注文等の受付・取次の中止・取消】

当行のシステム障害により注文等の受付または取次ができないと当行が判断した場合、当行は注文等の受付または取次を中止または取消します。

15【システム障害時の注文等】

(1)当行のシステム障害により注文等の受付または取次ができなかつたと当行が判断した場合において、必要があると認めるときは、当行は、当該注文等について当該システム障害がなければ成立したであろう処理（以下、この節において「是正処理」といいます。）を行うことがあります。ただし、是正処理を行うことが著しく困難であると当行が判断した場合は、この限りでありません。

(2)投資家の保有する通信機器、携帯電話、固定電話またはインターネット通信回線等の不具合等により注文等の受付または取次ができなかつた場合には、当行は、前記(1)の是正処理は行いません。

(3)前記(1)の是正処理を行う場合には、当行は、当該システム障害により注文等の受付または取次がされなかつた投資家に対して、書面等の方法でその旨を通知します。是正処理を受けることを希望する投資家は、当行が定める期限までに必要事項を回答する必要があります。当該期限内に回答がない場合には、投資家は、是正処理を受けることができません。

3. 改定日

2026年1月8日(木)

以上